

## 議案第 8 4 号 小松島市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

関係法令の改正により条ずれが生じていることから、所要の改正を行うもの。

小松島市企業立地促進条例(平成7年小松島市条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 奨励対象施設</p> <p>ア 工場等 経済的、生産的な業務を行うのに必要な施設のうち、物の製造又は加工を営むために必要な施設及び技術革新の進展に即応した高度な工業技術を開発し、又は高度な工業技術の製品の開発若しくは生産に利用するための研究を行う研究施設をいう。</p> <p>イ 運輸施設 道路、鉄道、船舶若しくは航空機による旅客若しくは貨物の運送の事業、倉庫業の事業の用に供する施設をいう。</p> <p>ウ 情報処理関連施設 情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第2条第3項に規定する情報処理サービス業</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 奨励対象施設</p> <p>ア 工場等 経済的、生産的な業務を行うのに必要な施設のうち、物の製造又は加工を営むために必要な施設及び技術革新の進展に即応した高度な工業技術を開発し、又は高度な工業技術の製品の開発若しくは生産に利用するための研究を行う研究施設をいう。</p> <p>イ 運輸施設 道路、鉄道、船舶若しくは航空機による旅客若しくは貨物の運送の事業、倉庫業の事業の用に供する施設をいう。</p> <p>ウ 情報処理関連施設 情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第2条第4項に規定する情報処理サービス業</p>	<p>改正</p>

若しくはソフトウェア業又はこれらに類する事業の用に供する施設をいう。

エ コールセンター 通信回線等を利用して集約的に顧客サービス等の業務を行う施設をいう。

オ 卸売業関連施設 商品の仕入卸売を行う事業又は商品の売上の代理業務若しくは仲立あっせんを、手数料を得て行う事業の用に供する施設をいう。

カ 特定施設 地域経済の振興及び雇用機会の拡大並びににぎわいの創出に資する施設として、規則に掲げるものをいう。

(4)～(8) (略)

若しくはソフトウェア業又はこれらに類する事業の用に供する施設をいう。

エ コールセンター 通信回線等を利用して集約的に顧客サービス等の業務を行う施設をいう。

オ 卸売業関連施設 商品の仕入卸売を行う事業又は商品の売上の代理業務若しくは仲立あっせんを、手数料を得て行う事業の用に供する施設をいう。

カ 特定施設 地域経済の振興及び雇用機会の拡大並びににぎわいの創出に資する施設として、規則に掲げるものをいう。

(4)～(8) (略)